

## 秋田家庭裁判所委員会第6回議事概要

秋田家庭裁判所事務局総務課

### 1 開催日時

平成17年10月11日（火）午後1時30分～午後3時30分

### 2 場所

秋田家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

（委員）

鎌田恵子，熊澤あゆ子，佐藤順子，柴田一宏，中村雄一，林正章，原田健，藤井俊郎，満田明彦（敬称略・五十音順）

（説明者）

鳴海事務局長，大田首席家裁調査官，近藤首席書記官，池田事務局次長

（庶務）

藤原総務課長，一関総務課課長補佐，伊藤庶務係長

### 4 議事

(1) 委員の再任及び交替

(2) 第5回家裁委員会における提案に対する説明

(3) 「裁判所をより一層利用しやすくするための物的設備，サービス等の充実について」を議題にした意見交換等

(4) 次回開催予定など

ア 次回テーマについて

イ 次回期日について

### 5 議事要旨

(1) 委員の再任及び交替

ア 再任委員の報告

委員長は，平成17年8月1日付けで，鎌田恵子委員，佐藤順子委員，柴

田一宏委員，中村雄一委員，原田健委員，三浦邦夫委員がそれぞれ再任されたことを報告し，謝意を述べた。

イ 新任委員の紹介

委員長は，平成17年8月1日付けで大野委員の後任として発令された熊澤あゆ子委員を紹介し，熊澤委員から自己紹介があった。

(2) 第5回家裁委員会における提案に対する説明

近藤首席書記官は，前回の当委員会において委員から出された「付添人制度について説明した書面の改善について」の提案等について，現時点までの検討結果を説明した。

(3) 「裁判所をより一層利用しやすくするための物的設備，サービス等の充実について」を議題にした意見交換等

ア 説明事項

鳴海事務局長は，現時点における秋田家庭裁判所の物的設備，提供しているサービス等について資料を用いて説明した。

イ 質疑応答及び意見交換

(以下，◎が委員長，○が委員，□が説明者の発言)

○ 研修会等への講師派遣一覧表に記載された内容は平成12年からいつまでの分なのか。また，講師派遣についての広報活動の状況を伺いたい。

□ 講師派遣一覧表に掲載したものは，平成12年1月から平成17年9月末日までに実施された分である。

広報活動の状況については，下級裁ホームページの中で「講師派遣の御案内」というコーナーを設けて依頼方法などを掲載している。また，主催者側を通してマスコミから広報される場合もある。

○ 現在ある調停室は，スペースとして狭いのではないか。調停室が隣り合っているが，きちんと防音設備がされているのか心配である。また，保護者等待合室にはいすが整然と並んでいるが，同じ日時に複数の事件がある場合，

時間をずらすなどして、他の人と一緒にならない工夫がされているのか。家庭裁判所で「あら、こんにちは。」なんてあいさつしているイメージはどうしてもわからないので、その辺の工夫がされているのか気になる。

加えて、実際に裁判所を利用した方の声、つまり、ユーザーの声が届くシステムはあるのか。

- 調停室のスペースについて、家事の調停事件の当事者は基本的に申立人と相手方である。例えば離婚等調停では、当事者として申立人と相手方が各1人で計2人、調停委員会が家事審判官1人と調停委員2人で構成されるので、都合4人又は5人が調停室に入ることになる。また、遺産分割調停のように、当事者の人数が多い事件もある。いずれにしても、適宜、当事者の数に応じて、広い部屋もあるので、部屋を選びながら使用しているのが実情である。限られたスペースの中で、一定数の調停室を確保する必要があり、スペースの面での最低限の規格はクリアしているものと考えている。

防音については、ドアを閉めて中の声が聞こえない程度の壁やドアの厚さは確保している。この夏はクールビズということで部屋の温度は28度設定を基本としていたが、窓や扉を開けて調停を行うことはできないので、例年どおり冷房をかけながら調停を行わせていただいた。

次に、保護者待合室について、主に少年事件関係で、少年及び保護者の調査及び審判のための待合室に使用している。御指摘のとおり、知り合いの保護者同士が顔を合わせるようなことがないよう、例えば、共犯少年の事件などは、同じ日の同じ時間帯に審判や調査の期日がかち合わないよう配慮している。たまたま、裁判所でチェックしきれない場合であっても、事後的な対応になるが、裁判所で把握できる可能な範囲で配慮している。

利用者の声を聞くという点については、全国的には、家事事件や少年事件の当事者や少年保護者に対し、調停事件や調査が終わった後、アンケートを行っている庁もあると聞いている。当庁では、すべての家事事件又は少年事

件の当事者に対して、アンケートなどで利用者の声を聞くことはしていないものの、職員や調停委員に関する当事者等からの要望等は、担当者にその都度伝え、改善できる点は改善するなどして対処しているところである。

- ◎ ほかに、テーマについての質問がなければ、「物的設備」について意見を伺いたい。
- 本庁にはエレベーターがあるが、支部にはないところもあると聞いている。特に家事事件の関係では、高齢者の利用が今後も多くなることが見込まれる。エレベーターがない庁ではどのように対処しているのか。もし、職員が車いすを運んでいるのであれば、あぶないことである。介助の仕方については、病院でも必ず訓練が行われ、研修を受けているのが一般的である。裁判所では、研修も含め、どのような対応をしているのか。
- 現在、エレベーターが設置されている支部は大館だけである。その他の支部及び出張所において介助が必要な場合には、職員が行っているのが実態であるが、そのための研修や訓練というのは行っていない。
- ◎ 基本的に1階の調停室を利用するが、どうしても2階以上に上がらざるを得ない場合は、職員が介助することになるというのが実情である。
- エレベーターが設置されていない横手支部、大曲支部では法廷が3階にある。離婚の裁判が家裁の管轄になり、熟年離婚も増加しつつある。やはり、法廷まで行かなければならないこともあるので、今の指摘は大変重要だと思う。
- 貴重な意見として承りたい。
- 弁護士会の話題の中で、以前、全支部に設置されていたカード式公衆電話が、段々なくなっているという話が出された。NTTの問題かもしれないが、高齢者の場合、携帯電話が使えないため、携帯電話を持っていない方も少なくない。調停のために裁判所に来て、帰る時にタクシーを呼ぶのにも困っている姿が時々見受けられると聞いている。代理人がついていれば、代

理人が代わりに呼ぶが、そうでない場合、何か配慮を考えているのか伺いたい。

□ 裁判所としては公衆電話を残してもらうようにNTTに働き掛けたが、携帯電話の急速な普及により、公衆電話の利用頻度が急激に落ちたので撤収されたというのが実情である。ただ、高齢者の方とか、携帯電話を持っていない方に対しては、例えば、近くの公衆電話の場所を職員が説明するといったできるだけ配慮をしているし、今後もしていきたいと考えている。

◎ 先ほどの保護者待合室の件で、審判、調査が何組か重なり合う実情について説明されたい。

□ 例えば、共犯事件の審判をする場合、午前中に2人の審判期日を入れると、1人目の終わる時間と2人目の始まる時間が交錯することが全くないわけではない。しかし、このような場合でも、共犯者の親同士が待合室で一緒にならないよう配慮している。仮に一緒になるような場合は、ドアを開放するなどして、職員が十分目配りするようにしている。

○ もう少し部屋の内部を区切るとか、見えないようにする工夫、配慮が必要なのではないか。また、出入口が一つしかないので、関係者の出入りもしづらいように思う。

関連して、DV関係の事案については、どのような配慮がされているのか。

□ 保護者待合室のほかにも部屋があるので、必要に応じて、ほかの部屋を待合室等として使用するといった工夫をしている。

さらに、家庭裁判所で取り扱うDVが絡む事案については、まず両当事者の呼出時刻をずらしている。そして、調停開始から終了まで、廊下での接触を含め、当事者同士が鉢合わせするようなことがないように、別室で待機してもらうといったことをしている。

また、被害者側当事者が自家用車で来庁するような場合には、いろいろな場合を想定して配慮するようにしている。この種の事案では、期日前の準備

事務として、裁判所内外での接触を避けるための情報収集とその対策を心掛けています。

○ 庁内案内板について、表示の工夫をしているとのことであるが、先週、たまたま1階ホールの総合案内板の前で、2人の中学生が困っているような素振りであたずんでいるのを見かけた。私も依頼者と話しながら歩いていたので声を掛けられなかったが、そのような場合に案内係が出てきて、「どうされましたか。」というような対応があってもよいのではないかと感じた。

□ 初めて裁判所に来た人にとっては、総合案内板に気がつかないということもあろうかと思う。裁判所としては、例えば、受付相談の研修など様々な機会に、庁舎内で困っている様子の人を見かけた場合には、積極的に声を掛けるように職員を指導している。

また、受付には守衛を3人配置している。庁舎内や駐車場の巡視もしているので、常時3人が受付にいるとは限らないが、来庁者へのサービスの観点からも工夫してまいりたい。

○ 先日、私どもの方に、裁判所から説明を受けて、無料法律相談に来た人がいた。その人は裁判所の守衛から説明を受け、当所を訪れたが、私どもの方で無料法律相談を行っていたわけではなく、別の場所で行っていたものである。裁判所で案内してもらったところまではよかったと思っている。ただ、その際に、例えばパンフレットや地図を渡すとか、分からなくなった場合の連絡先の電話番号を書いたメモを渡すとか、もう一歩進んだ配慮があればよかったなと感じた。

また、裁判所に初めて来た人が、どこの窓口に行けばよいのか分からなくて戸惑っているような場合、守衛がいる受付では窓口が狭いので、守衛からは来庁者が見えるかもしれないが、来庁者からは守衛を見つけづらいと思う。

他の事務室についても、同様に、入口と職員の机との間に少し距離があるなと感じている。そういう面での工夫を図ったら、現実的に身近な裁判所に

一歩近づくのではないか。

- 守衛室については、確かに分かりづらい面もあるので、場合によってはもう少しオープンな感じに改修できればよいと考えている。いずれにしても、貴重な提案として伺っておきたい。

本庁の事務室扉のガラス戸化については、平成12年から順次取替え、平成14年に完了している。

今般、本荘支部において庁舎の改修が行われる予定であり、来庁者から執務室がよく見えるような、シースルーの構造となる予定である。

最近、改築された角館簡裁及び鹿角簡裁の裁判所庁舎も、入ってきた当事者からきちんと執務室内が見える形になっている。

- すべて新築というのは予算の関係もあって難しいと思うので、明るく開かれた裁判所の第一歩として、改築する予算を最高裁で積み上げて実現できるように伝えていただきたい。
- その点は上級庁に伝えたい。
- 裁判所の敷地を見ると、毎冬職員が午前7時ころから一生懸命雪かきをしている。通行人が滑らないようにとの配慮だと思うが、機械を導入して除雪をすると、もっとスムーズにできるのではないかといつも思っている。
- 冬期間の除雪については、基本的には業者に依頼している。しかし、一気に雪が降り積もった場合には、業者の作業が間に合わないのが、職員が除雪することもあるというのが実情である。今後も、積雪が多いことが十分予想されるので、来庁者に不便をお掛けしないように予算面も含め、十分な配慮を心掛けたいと考えている。
- ◎ それでは、次に、サービスの点について意見、提案を伺いたい。
- 一つは、パンフレットやリーフレットの配布先について、例えば、新しい組織である被害者支援センターや男女共同参画センターなどにも配布してはどうか。また、パンフレットの「成年後見制度を利用される方のために」は、

病院関係は秋田緑ヶ丘病院一つだけになっているが、病院の職員の方々は、年中研修を組んで、非常によく勉強している。高齢者を多く扱う病院であれば、こういったパンフレットやリーフレットは非常に有効に使われる可能性が高いと思う。

また、配布先でどのくらいの部数が使われているのか、1年ごとに調査すれば、需要に応じて次の年の配布先が工夫できると思う。

もう一つは、利用者（ユーザー）がどういう声を持っているのかを吸い上げるシステムを作らないと、見学に来た人たちだけを対象としたアンケートのみではちょっと薄いように思う。実際にその場に足を踏み入れてみて、使ってみて、何かをしてみて、初めて「ああ」と思うことはたくさんある。第三者的に見ているときは、壁がどうか、光がどうか、そういうことしか気が付かない。実際に利用した人が、例えば調停委員に会ったとか、事務官の人と話をしたとか、書類を書くのに困ったとか、そういうことで見えてくる面の方が、フィードバックしてもらって裁判所側でもありがたい声だと思う。そういう声も含めてユーザーの声を吸い上げるシステムを作れないか。場所によっては、目安箱みたいなものを設置しているところもあるようだが、それだけでも私は薄い気がする。ユーザーが十分に声を出せるシステム、例えば、簡単にアンケートに丸印を付けられるようなものを考えて、それをきちんと受け取れるシステムを作った方がいいのではないかと考えている。

- パンフレットやリーフレット等の配布先での利用状況については、今後、確認も含め、工夫したい。

アンケートについては、前々回の委員会でも議論になったが、裁判所の場合は、対立する当事者を対象とすることになるので、アンケート調査の結果をどういう形で反映させるかということは、かなり難しい面があるのではないかと話をさせてもらった。一般的に裁判所を利用される方に対しての目安箱については、今後検討させていただきたい。



○ 例えば、店一つとっても、そこに行って、足を踏み入れて、実際に使ってみないと分からないことがたくさんあるので、見学者ではなく、ユーザーの声というのは、どうしても必要かなという気がする。ただ、投書箱や目安箱にとらわれすぎると、長期的な視点に欠けてしまうので、内容等については十分検討する必要があると思うが、やはり、ユーザーの声は絶対必要だと思う。

○ 私も、聞くシステム、制度を作っておく必要があるのではないかなと思っている。たまたま、私が担当した家裁の調停で、足掛け3年やっていた事案だが、調停期日前に代理人同士で依頼者の了解を得て合意に達し、当日は、裁判所で調停条項を確認すればいいという段取りであったが、裁判官が入室してくるまでに十四、五分かかった。調停室内では依頼者は何も言わなかったが、終わってから「裁判所は忙しいんですね。すぐ、お見えになりませんでしたね。」と述べていた。私はいつものことなので何とも思わなかったが、十数分でも、利用者からすればそういう気持ちになったのかなと思う。また、別の機会に聞いた話であるが、合意が成立して、裁判官が最終的に調停条項を確認するまでに30分くらいかかって、その間に依頼者の気持ちがまた変わってしまったということがあったと聞いている。裁判所において、速やかに手続を進めていけば、スッと決まったのにとという事例である。利用者の気持ちや声については、少なくとも何らかの聞くシステムを作ってもらえればと思う。

□ ほかの庁の実例も参考にしながら検討したいと思う。

○ 今回、手続案内サービスにより、コード番号で請求できる資料や申立書の記載例などを示してもらったところ、離婚の調停や成年後見の申立てについては、結構簡単に、自分でも書けるものだなと思った。

成年後見に関しては、認知症の関係とか、契約に絡むいろいろな問題も起きているので、これからこういう話をしていかなければいけないと思ってい

る。ただ、認知症に関しては、成年後見制度そのものが、こんな形でできるんだということを分かってもらうことが、この制度の普及や意義を伝えていく上でも、とても重要なことだと思う。今回、この手続のやり方を実際に見て、案外できるものだと改めて認識した。

私たちは、裁判所の手続に対して、分からないうちに自分でハードルや壁を作って、難しいという意識を持っているんだなと改めて認識した。そういう意味からも、裁判所は、一般の方にも分かってもらうような努力をもっとしたらいいと思う。例えば、後見制度であれば、どういう場合に有益で、役に立ったというような具体的な事例を、一般的な形で知らせていければいいのかなと思う。この制度の利用が、昨年1年間で、全国で1万件くらいだったと記憶しているが、もっと一般の方が身近に感じるように工夫してもらいたいと思っている。家庭裁判所で行っている出前講義等では、成年後見制度について、精神関係機関の研修会又は司法書士の勉強会で年数回行っている程度だと思う。私とすれば、もっと、外部の研修や講義の中で制度の必要性を訴えれば、必要な人に必要なものが届くと思った。

アンケートについては、確かに裁判所には、お互いの利害関係の対立とかいろいろな紛争の中で人が来るわけで、感情をむき出しにしたり、仕返しのもつりや変な中傷みたいなものを書いたりすることは予想される。結果として、そのような部分は取り除いてもいいと思う。この制度はここが分かりやすかった、ここが難しかった、こういう書き方についてこのような説明があればいい、調停委員がこんな形で私の思いを分かってくれなかった、という声も、それはそれで大事な声だと思う。今、一般化していかななくてはならないのなら、中傷とかは恐れずに、ひぼう中傷は必ずあるものとして、そのことを、人事評価として使うこと自体おかしいことであって、開かれた裁判所にしていくためには、プラスになる声を聞いて、必要な声を生かしていくという制度があった方が、私のように、裁判所は何でも難しいと思っている人

の気持ちをもっと聞けることがあると思う。

- ◎ 先日、お年寄りが多数被害に遭われたリフォーム詐欺が頻発したときに、テレビ放送で成年後見制度の説明がされていたが、出演者のほとんどが知らないと言っていたので、もう少し世間に広めなければいけないと思う。
- 秋田県というのは一人暮らし、高齢者だけの世帯がどんどん増え、今2割近くになっている。だれでも年がいけば認知症に至らなくても、それに近い状態には徐々になっていくわけだから、この制度を利用することが、自分を守るし、財産も守るということを強調して、この制度を普及していかななくてはいけないと思う。裁判所も含めてもっと広報活動をしていただければ、私たちも助かる。
- 安全に利用できる裁判所という面にも注目していかななくてはならない時代になりつつあるのかなと思う。以前は、裁判所といえば建物に一步入れば、非常に堅苦しい、市民が入って行きづらい所だったわけで、裁判所の中でむちゃなことをしようとする人はほとんどいなかった。しかし、現在は、刑事事件の法廷で被害者が被告人から殴られたり、民事事件の法廷で裁判官が襲われたり、あるいは、ニュースにならなくても、ひどい言葉を浴びせかけられたとか、一般の国民が気軽に利用できる裁判所になればなる程、段々、裁判所の中ではむちゃなことはしてはいけないというムードや意識が低下してくる。例えば、お互いの利害や意見の衝突、感情的なもので乱暴な振る舞いに出る人も当然出てくるわけで、そのような場合、裁判所のイメージとして、果たして、安全に利用できる施設なのか、ちゃんと守ってもらえるのだろうかという感覚は、現に私も聞いたことがあるが、徐々に出てきている。これからいろいろなサービスを提供していかなければいけないと思うが、安全に利用できる裁判所という視点も必要になってきているのかなという感想を持っている。
- ◎ 確かに、以前とかなり違ってきている。安全性については、我々自身も考

えていかなければならない時代だと考えている。

- 個別の事件については、事前に様々な情報を入手して、その上で警備が必要であれば、いろんな形の警備を考えている。その中で厳重に警備をする必要があれば、金属探知器等でボディチェックを行う場合もある。ただ、一般の家事相談等で来庁した方については、全く事前の情報がないので、指摘された安全面への対処ということでは、今後考えていかなければいけない。
- ◎ 各委員からいただいた御意見御提案は、検討すべきものは検討し、上級庁に伝えるべきものは伝えていって、今後の、この秋田家庭裁判所の物的設備や運営サービスのより一層の充実のために役立ててまいりたい。

#### (5) 次期開催予定など

##### ア 次回のテーマについて

次回のテーマについて、委員からこれまでに提案のあったものは、今回の委員会までで一通り取り上げた。改めて各委員が関心を持たれている事項や、裁判所として更に工夫・改善すべき事項なども含めて意見を伺いたい。

(「成年後見制度について」の声があった。)

それでは、後日、改めて皆様の意見を伺った上で、次回のテーマを決めさせていただく。「成年後見制度について」は一つの案として伺った。

##### イ 次回期日の候補日の決定

次回期日を2月14日(火)の午後1時30分から午後3時30分までとする。